有機薬品及びその製剤	
一～十一の三十一　（略）	
十一の三十二　エタネルセプト（遺伝子組換え）［エタネルセプト後続二］及びその製剤	
十二～二十六の三十四　（略）	
二十六の三十五　四―［七―［六―シアノ―五―（トリフルオロメチル）ピリジン―三―イル］―八―オキソ―六―チオキソ―五・七―ジアザスピロ［三・四］オクタン―五―イル］―二―フルオロ―Ｎ―メチルベンズアミド（別名アパルタミド）及びその製剤	
二十六の三十六～二十六の四十二　（略）	
二十六の四十三　（二Ｓ）―二・六―ジアミノ―Ｎ―［（二Ｓ）―一―フェニルプロパン―二―イル］ヘキサンアミド（別名リスデキサンフェタミン）、その塩類及びそれらの製剤	
二十六の四十四・二十六の四十五　（略）	
七十六の二　四―［（一Ｒ・二ｓ・三Ｓ・五ｓ・七ｓ）―五―ヒドロキシアダマンタン―二―イル］アミノ｝―一Ｈ―ピロロ［二・三―ｂ］ピリジン―五―カルボキサミド（別名ペフィシチニブ）、その塩類及びそれらの製剤	
七十六の三～七十六の十　（略）	
七十七～百三十四の五　（略）	
百三十四の六　リサンキズマブ及びその製剤	
百三十四の七　（略）	
百三十五・百三十六　（略）	
別表第五（第二百二十八条の十関係）	
医薬品	
一～七十三　（略）	

有機薬品及びその製剤	
一～十一の三十一　（略）	
（新設）	
十二～二十六の三十四　（略）	
（新設）	
二十六の三十五～二十六の四十一　（略）	
（新設）	
二十六の四十二・二十六の四十三　（略）	
（新設）	
七十六の二～七十六の九　（略）	
七十七～百三十四の五　（略）	
（新設）	
百三十四の六　（略）	
百三十五・百三十六　（略）	
別表第五（第二百二十八条の十関係）	
医薬品	
一～七十三　（略）	

七十四　四―［七―［六―シアノ―五―（トリフルオロメチル）ピリジン―三―イル］―八―オキソ―六―チオキソ―五・七―ジアザスピロ［三・四］オクタン―五―イル］―二―フルオロ―Ｎ―メチルベンズアミド（別名アパルタミド）及びその製剤	（新設）
七十五～百八十一　（略）	七十四～百八十　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日　　厚生労働大臣　根本　匠

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　職業能力開発協会（第七十二条―第七十八条）	第四章　職業能力開発協会（第七十二条―第七十八条）
第五章　雑則（第七十九条・第八十条）	
附則	附則
（証票）	（証票）
第七十八条　（略）	**第七十八条**　（略）
第五章　雑則	（新設）
（法第九十二条各号に掲げる者に対する技能照査）	
第七十九条　公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学校の長及び職業訓練法人は、法第九十二条に規定する職業訓練に準ずる訓練を受ける者に対して、法第二十一条第一項に規定する技能照査を行うことができる。	（新設）
2　前項に規定する技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。	